

福島の復興・再生に向けた取組状況

令和8年3月29日

15years

復興・創生 その先へ

Recovery, Revitalization - Moving Beyond

復興庁 Reconstruction Agency

目 次

1. 復興15年の変遷と第3期復興・創生期間での取組	2
2. 福島復興のこれまでの進捗と課題	3
3. 前回協議会以降における主な取組	4
・福島復興再生基本方針の改定	
・令和8年度復興庁予算概算決定	
・令和8年度税制改正	
・福島復興浜通りセンターの設置	
・特定帰還居住区域への帰還促進	
・生活環境整備	
・風評払拭・情報発信	
・国営追悼・祈念施設の整備	
4. 参考資料	14

1. 復興15年の変遷と第3期復興・創生期間での取組

I 集中復興期間 (H23. 3～H28. 3)

「東日本大震災からの復興の基本方針」 (H23.7閣議決定／H23.8改定)

被災地の一刻も早い復旧復興を目指す

<組織・制度>

- ・復興基本法 公布・施行 (H23. 6)
→復興対策本部設置
- ・復興庁設置法 公布 (H23. 12)
施行 (H24. 2)
→復興庁創設
- ・復興特区法 公布・施行 (H23. 12)
- ・中長期ロードマップ※決定 (H23. 12)
※R1改訂
- ・東日本大震災復興特別会計創設 (H24. 4)

※東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ

<その他>

- ・応急仮設住宅等の入居戸数ピーク (H24. 3)
- ・福島県において漁業の試験操業開始 (H24. 6～。R3. 3まで試験操業を実施し、現在は本格操業への移行段階)
- ・避難所が解消 (H25. 2)
- ・避難指示区域の見直し完了 (H25. 8)
- ・福島県の一部地域を除き、災害廃棄物処理が完了 (H26. 3)

II 第1期復興・創生期間 (H28. 4～R3. 3)

「復興・創生期間」における 「東日本大震災からの復興の基本方針」 (H28.3閣議決定／H31.3改定)

復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指す

<組織・制度>

- ・特定復興再生拠点区域制度が創設 (H29. 2)
- ・復興庁の設置期限が10年延長 (R2. 6)

<その他>

- ・被災した319漁港の全ての陸揚げ機能回復 (R30. 3)
- ・主要港湾施設の復旧が完了 (H30. 3)
- ・帰還困難区域を除く8県100市町村において面的除染が完了 (H30. 3)
- ・帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除 (R2. 3)
- ・住宅再建・復興まちづくりが完了し、公共インフラ工事も概ね完了 (R2. 12)
- ・岩手県・宮城県において応急仮設住宅の供与終了 (R3. 3)
- ・福島県内の除染に伴い発生した除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了
- ・仮設工場等の仮設施設から、累計3090事業者が退去し、入居者は97事業者となった (R3. 3)

III 第2期復興・創生期間 (R3. 4～R8. 3)

「第2期復興・創生期間以降における 東日本大震災からの復興の基本方針」 (R3. 3閣議決定／R6. 3改定)

第1期復興・創生期間の理念を継承

(1) 地震津波被災地域

残された課題について、きめ細かく対応

- ・被災者支援について復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応
- ・移転元地等の活用を後押し
- ・被災地の中核産業である水産加工業の販路開拓・加工原料転換等を支援

(2) 原子力災害被災地域

引き続き国が前面に立って、中長期的に対応

- ・事故収束及び環境再生に向けた取組を継続
- ・帰還に向けた生活環境の整備及び移住等の促進
- ・帰還困難区域における特定復興再生拠点区域、拠点区域外への帰還、居住に向けた取組を推進
- ・福島イノベーション・コースト構想の推進、福島国際研究教育機構の取組の推進
- ・農林水産業の再生に向けた営農再開等の支援、風評被害への対応

(3) 記憶・教訓の後世への継承

- ・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
- ・震災遺構・伝承施設との連携
- ・効果的な復興の手法・取組、民間のノウハウ等の取りまとめ、関係機関への普及・啓発
- ・復興施策の評価

IV 第3期復興・創生期間 (R8. 4～R13. 3)

「第2期復興・創生期間以降における 東日本大震災からの復興の基本方針」 (R7. 6改定)

復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意で、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組む。

(1) 原子力災害被災地域

地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情を踏まえながら、着実に取組を進める。

- ・事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)
- ・環境再生に向けた取組
- ・帰還・移住等の促進、生活再建等
- ・福島国際研究教育機構の取組の推進
- ・福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建
- ・農林水産業の再建
- ・風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

(2) 地震津波被災地域

心のケア等については、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で復興施策により対応。

(3) 記憶・教訓の後世への継承

(同左)

2. 福島復興のこれまでの進捗と課題

原子力災害被災地域は、地域によって復興の段階が様々。
それぞれの地域の実情を踏まえながら、着実に取組を進める。

1. 事故収束

- ・廃炉について、令和6年11月及び令和7年4月に、燃料デブリ試験的取出しに成功。また、令和7年7月に、燃料デブリ大規模取出しに向けた工程の一部が具体化。
- ・ALPS処理水について、令和5年8月に海洋放出を開始。18回完了。これまでのモニタリング結果やIAEAによる評価から安全であることが確認。

2. 環境再生

- ・除去土壌等の輸送、仮置場の原状回復、県外最終処分に向けた減容・復興再生利用の推進及び理解醸成活動。
- ・令和6年12月に設置された閣僚会議の下、令和7年5月に、県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関する基本方針を決定。令和7年8月、当面5年間のロードマップを決定。官邸や霞が関の中央官庁等における復興再生土の利用を推進。

3. 帰還・移住等の促進

- ・令和2年3月時点で、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除、帰還に向けた生活環境の整備。
- ・帰還困難区域のうち「特定復興再生拠点区域」は、令和5年11月までに、全てで避難指示を解除。
- ・帰還困難区域のうち「特定帰還居住区域」においては、これまでに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村が「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、国が認定。順次、除染等の避難指示解除に向けた取組を実施。

4. 福島国際研究教育機構（F-REI）

- ・創造的復興の中核拠点として「福島国際研究教育機構」（F-REI：エフレイ）を令和5年4月に設立。これまでに17の研究ユニットを立ち上げ。令和7年度から敷地造成の工事に本格的に着手。令和12年度までの順次供用開始を目指す。

5. 福島イノベーション・コースト構想

- ・浜通り地域等における新産業創出に向け、廃炉等の重点分野における拠点整備・実証等の推進。
- ・令和7年6月、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を改定。

6. 農林水産業の再建

- ・営農再開の加速化（農地の大区画化・利用集積、高付加価値産地の形成等の推進）。
- ・漁業の本格的な操業再開、水産加工業の販路の開拓、森林・林業の再生等に向けた支援。

7. 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・令和5年9月に、関係省庁の連名で「水産業を守る」5本柱の政策パッケージを取りまとめ。
- ・令和7年10月、風評対策タスクフォースにおいて情報発信等施策パッケージ（追補版）を取りまとめ。

3. 前回協議会以降における主な取組

福島復興再生基本方針改定の概要 (令和7年12月16日 閣議決定)

- 令和7年6月に、令和8年度からの第3期復興・創生期間（令和8～12年度）の復興の方針を定めた「東日本大震災からの復興の基本方針」を改定（東日本大震災復興基本法）。
- 福島については、福島復興再生特別措置法における国の基本方針・県の計画という体系のもとで施策を展開するところ、令和8年度からの第3期復興・創生期間に向けて、**国が作成する「福島復興再生基本方針」**及び**県が作成する「福島復興再生計画」**についても、それぞれ改定する。
- 国の「**福島復興再生基本方針**」については、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「福島イノベ構想を基軸とした産業発展の青写真」など**今後の福島の復興・再生に関する最近の政府の方針や復興の進捗状況等を反映**し、令和7年12月16日に改定。
- 福島県が作成する「福島復興再生計画」も「福島復興再生基本方針」に即して、令和8年3月17日に改定。

【参考】「福島復興再生基本方針」は、平成24年7月に閣議決定され、その後、福島再生特別措置法の改正にあわせて順次改定。（平成29年6月、令和3年3月、令和4年8月と順次改定を実施し、**直近の改定は令和5年7月。**）

<主な改定箇所>

- **廃炉・ALPS処理水**に係る取組（海洋放出開始後の取組 等）
- **除去土壌等の県外最終処分**に向けた取組（基本方針やロードマップ等の反映）
- **農林水産業**に係る取組（広域的な産地形成、帰還困難区域を含む森林整備、計画的な水揚げ回復 等）
- **帰還困難区域**における取組（活動の自由化等の今後の活動の在り方の検討 等）
- **福島イノベーション・コースト構想**に係る取組（地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大の3つの視点の追加、重点6分野の取組 等）
- **F-REI**の取組（設立後の進捗状況の反映）
- **医療**の取組（双葉地域における中核的病院の記載）、**インフラ整備**の取組（計画の反映）、その他、復興の進捗に係るデータや実績の更新

3. 前回協議会以降における主な取組

令和8年度 復興庁予算 概算決定のポイント

令和8年度 概算決定額(復興庁所管): 4,492億円 [前年度予算額: 4,864億円]

I. 被災者支援: 181億円 [前年度199億円]

被災者の心のケア、被災した子どもに対する支援など、きめ細かな支援を実施。

- ・被災者支援総合交付金 (55億円)
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業 (11億円)
- ・被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 (9億円)
- ・地域医療再生基金 (61億円) 等

II. 住宅再建・復興まちづくり: 395億円 [前年度675億円]

災害公営住宅の家賃低減のほか、道路事業や災害復旧等の支援を継続。

- ・家賃低廉化・特別家賃低減事業 (211億円)
- ・社会資本整備総合交付金 (13億円)
- ・森林整備事業 (36億円)
- ・災害復旧事業 (133億円) 等

III. 産業・生業(なりわい)の再生: 700億円 [前年度361億円]

福島県の営農再開に向けた取組を強化するとともに、水産業、観光等への支援を継続。被災12市町村などへ進出した企業への支援を実施。

- ・福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業 (37億円)
- ・福島県農林水産業復興創生事業 (33億円)
- ・漁業・養殖業復興支援事業 (201億円)
- ・水産業復興販売加速化支援事業 (37億円)
- ・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業 [後掲]
- ・福島県における観光関連復興支援事業 (5億円)
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (275億円) 等

IV. 原子力災害からの復興・再生: 2,895億円 [前年度3,355億円]

特定復興再生拠点や特定帰還居住区域の整備、中間貯蔵関連事業等を着実に実施するとともに、風評払拭の取組を強化。避難指示解除区域における生活環境の整備を推進。

- ・特定復興再生拠点整備事業 (72億円)
- ・特定帰還居住区域整備事業 (488億円)
- ・中間貯蔵関連事業 (991億円)
- ・復興情報提供・地域情報発信(風評払拭・リスクコミュニケーション強化) (22億円)
- ・福島再生加速化交付金 (591億円)
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業 (52億円)
- ・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業 (38億円) 等

V. 創造的復興: 275億円 [前年度224億円]

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、福島国際研究教育機構の取組や福島イノベーション・コースト構想に係る取組を実施。

- ・福島国際研究教育機構関連事業 (186億円)
- ・イノベ地域復興実用化開発等促進事業 (74億円)
- ・移住等の促進(福島再生加速化交付金の内数)

※ 上記のほか、復興庁一般行政経費等 (46億円) などを計上。

※ 福島国際研究教育機構については、別途、共管省の一般会計予算にも研究費等を計上 (13億円)、全体で200億円。

3. 前回協議会以降における主な復興庁の取組

令和8年度税制改正の主な概要

(1) 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置の拡充・延長

改正概要

- 福島イノベ構想の推進に資する設備投資及び雇用に関する特例措置について、**対象事業を拡充した上で、適用期限を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。**
- 具体的には、福島イノベ構想の重点6分野における新製品の開発等に関する事業に加えて、「**新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって、15市町村における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業**」を追加。

※ 特定復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置は廃止

(2) 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の延長

改正概要

- 福島県内において、風評被害に対処するための新事業展開等を行う際の設備投資及び雇用に関する特例措置について、**適用期限を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。**

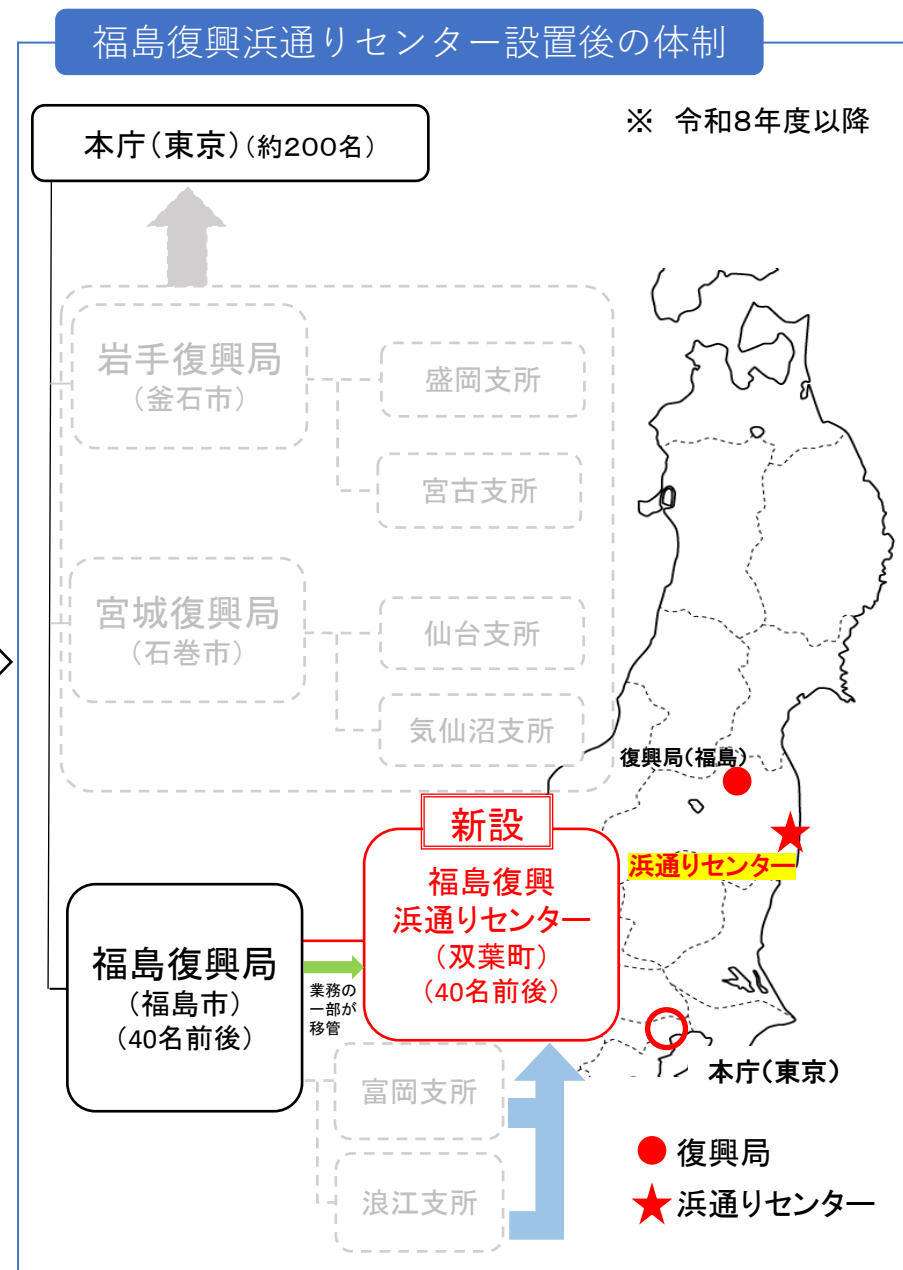
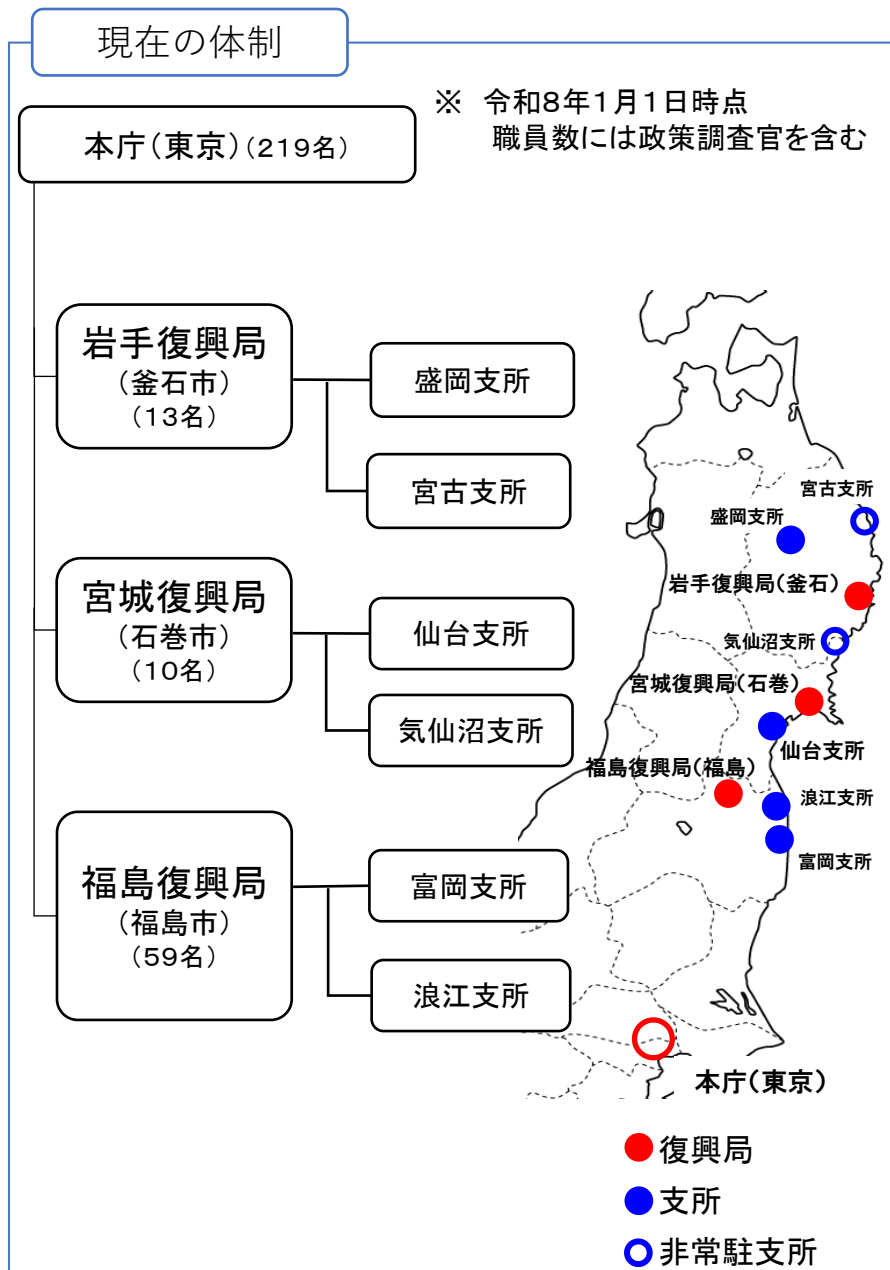
(3) その他

改正概要

- 東日本大震災により滅失、損壊した建物・家屋及び土地の代替資産を取得した場合の特例措置の縮減（福島は継続）
- 農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の延長
- 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例措置の延長等
- 東日本大震災事業者再生支援機構の事業税の資本割の特例措置の延長
- 住宅ローン減税の被災者向け措置の延長
- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例措置の拡充・延長

等

3. 前回協議会以降における主な取組 福島復興浜通りセンターの設置



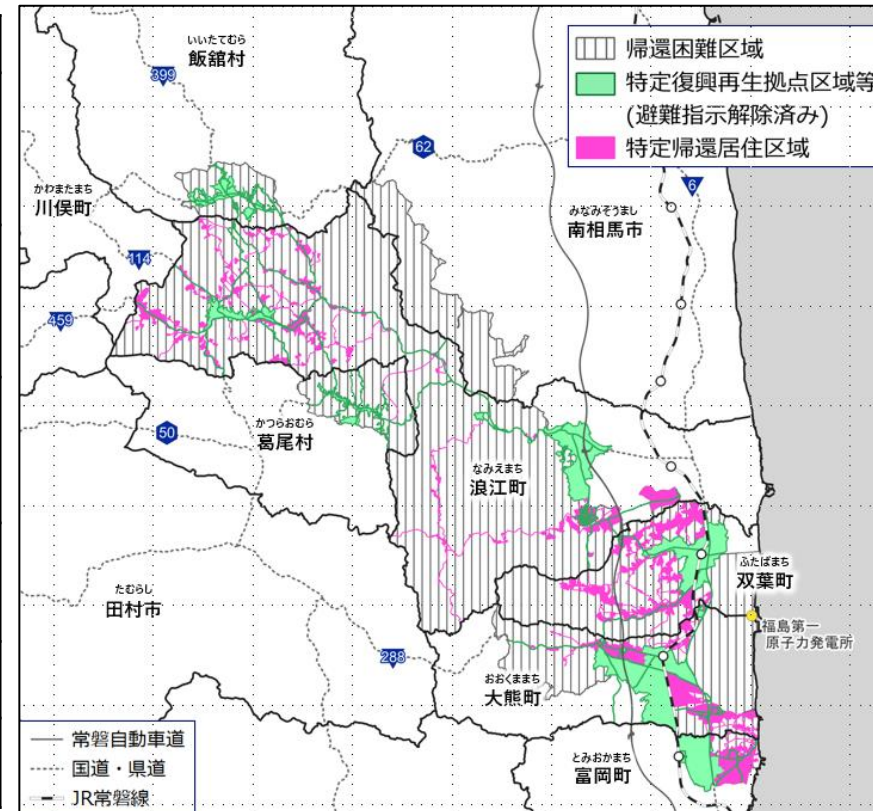
3. 前回協議会以降における主な取組 特定帰還居住区域への帰還促進

- 2020年代をかけて、帰還困難区域となっている区域に帰還する意向のある住民が帰還できるよう、**帰還困難区域を抱える7市町村（大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、葛尾村、飯館村、南相馬市）**が「特定帰還居住区域復興再生計画」（区域計画）を作成・申請し、国が認定する「**特定帰還居住区域**」制度を創設。
- これまでに、**大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村が、区域計画を作成・申請し、国が認定。**

○各市町村における主な取組

市町村	取組状況
大熊町	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年9月に区域計画の認定、同年12月に除染等に着手。 ・令和6年2月に対象区域を追加する区域計画の変更。 ・令和7年4月までに2回目の帰還意向調査を実施。 ・令和8年3月に対象区域を追加する区域計画の変更。
双葉町	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年9月に区域計画の認定、同年12月に除染等に着手。 ・令和6年4月に対象区域を追加する区域計画の変更。 ・令和7年4月までに2回目の帰還意向調査を実施。 ・令和8年2月に対象区域を追加する区域計画の変更。
浪江町	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月に区域計画の認定、同年6月に除染等に着手。 ・令和7年1月までに2回目の帰還意向調査を実施。 ・令和7年3月に対象区域を追加する区域計画の変更。
富岡町	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年2月に区域計画の認定、同年9月に除染等に着手。 ・令和7年4月までに2回目の帰還意向調査を実施。 ・令和8年2月に対象区域を追加する区域計画の変更。
南相馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年3月に区域計画の認定。
葛尾村	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年7月に区域計画の認定。 ・令和8年3月に対象区域を追加する区域計画の変更。

○避難指示区域の概念図（令和8年3月時点）



※赤字箇所は、前回協議会以降の新しい動き。

※南相馬市及び葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表

3. 前回協議会以降における主な取組

特定帰還居住区域への帰還促進

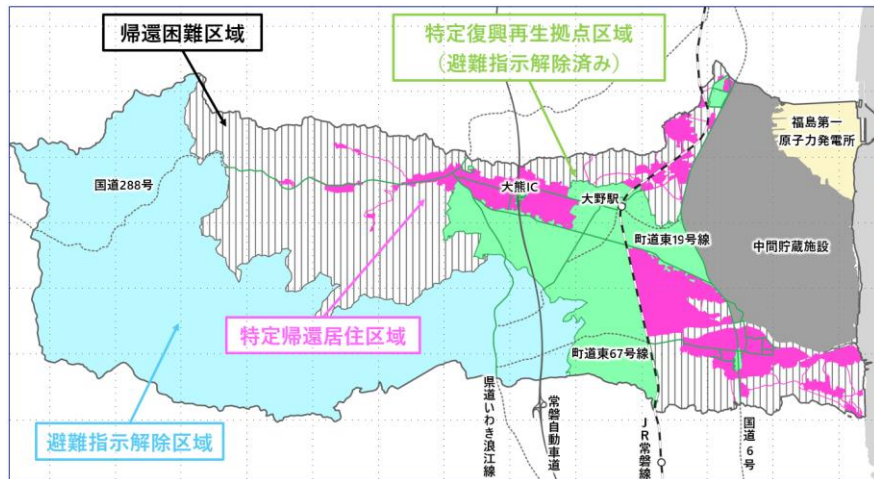
- 認定された区域計画に基づき、**大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町**においては国による除染・解体工事を開始しており、**南相馬市及び葛尾村**においては国による除染・解体工事の開始に向けて準備中。

認定済みの特定帰還居住区域復興再生計画の概要

※南相馬市及び葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表

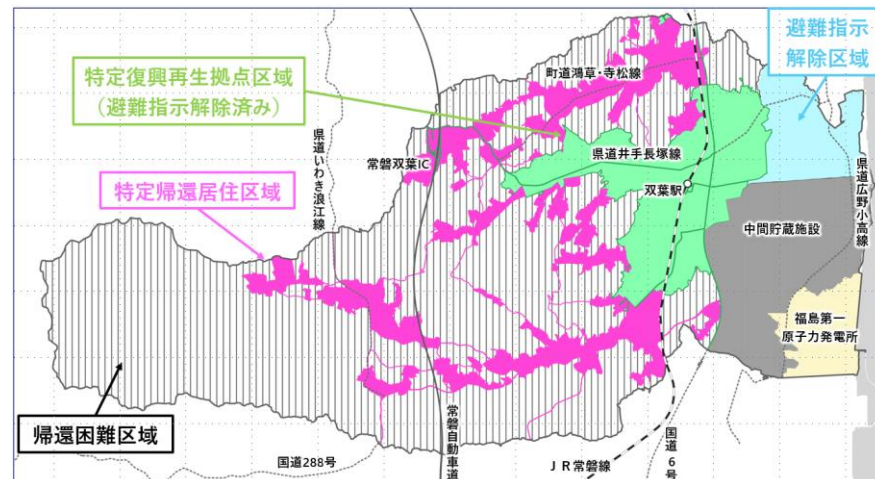
【大熊町】

(令和5年9月29日認定、令和6年2月2日変更、令和8年3月24日変更)

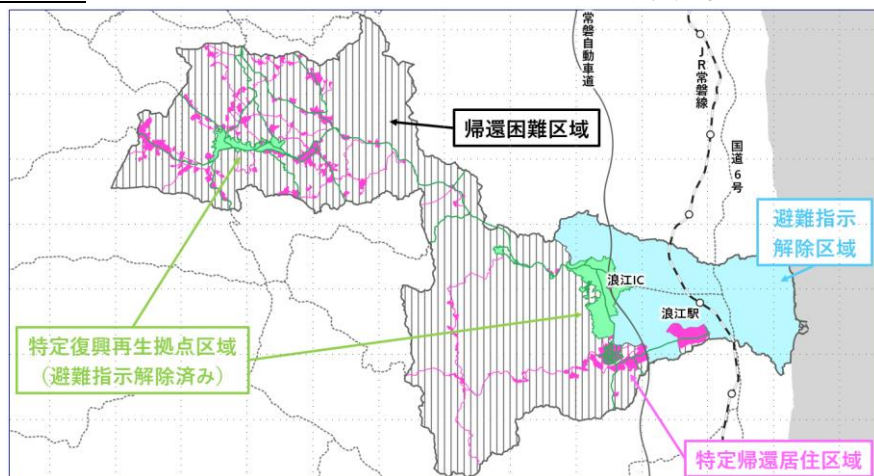


【双葉町】

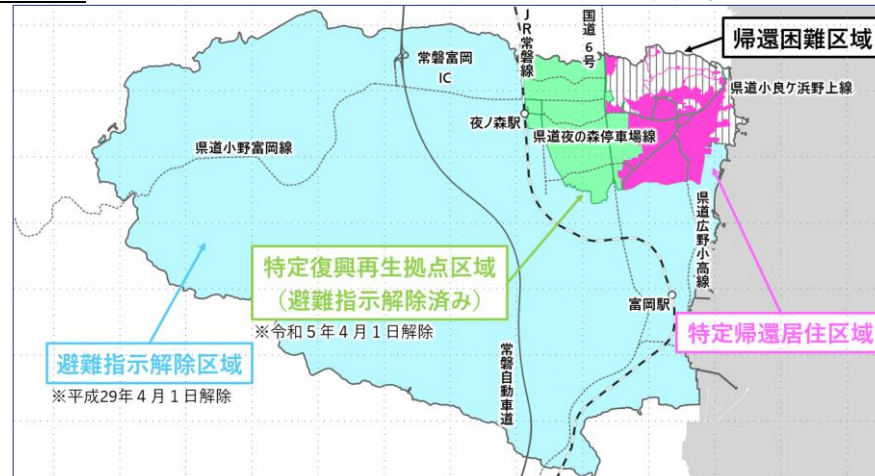
(令和5年9月29日認定、令和6年4月23日変更、令和8年2月13日変更)



【浪江町】 (令和6年1月16日認定、令和7年3月18日変更)



【富岡町】 (令和6年2月16日認定、令和8年2月13日変更)



4. 前回協議会以降における主な取組

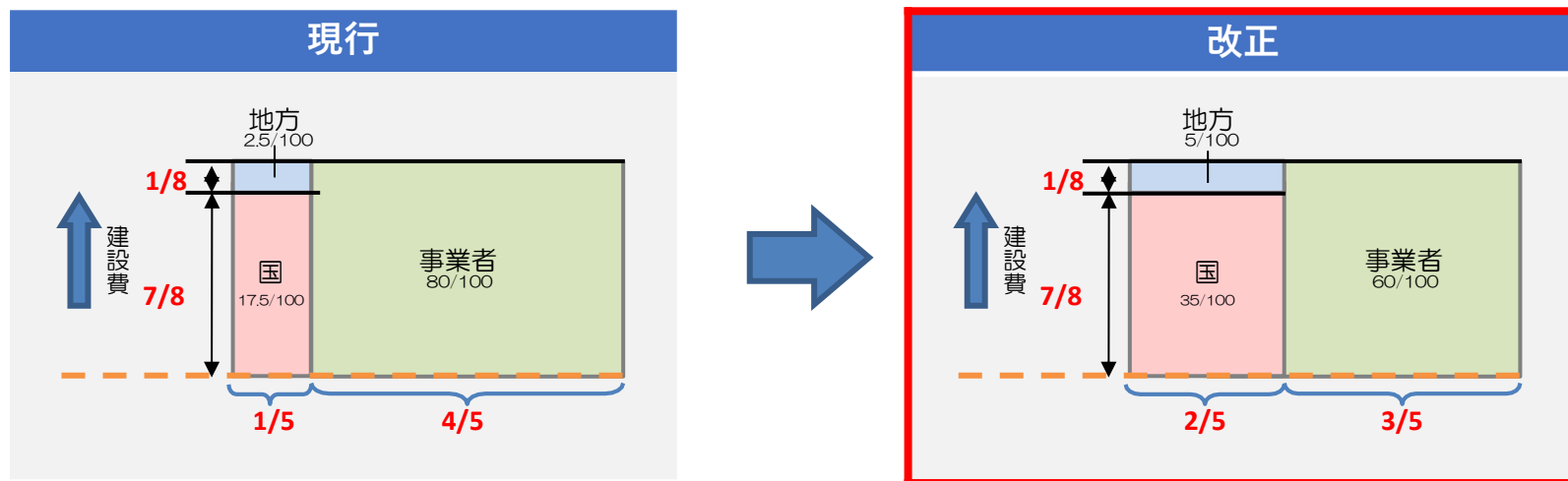
生活環境整備：福島再生賃貸住宅の令和8年度制度改正について

改正の趣旨

- 原子力災害被災地域では居住人口の回復の遅れが課題となっていることから、多様な居住ニーズに対応した生活拠点の形成や新規移住者の受け皿となる賃貸住宅の供給を促進させることにより、居住人口の回復を図る必要がある。
- 現状、12市町村における賃貸住宅については、自治体による整備が主であり、これ以上自治体による供給を進めることは、維持管理において人材、コスト両面から大きな負担であることから、今後は民間事業者による供給を促進したい意向。
- そこで、移住者も入居することができる福島再生賃貸住宅の制度改正を行うことで、福島再生賃貸住宅の民間事業者建設型の供給を進め、民間事業者主体の賃貸住宅市場の形成を加速させる。

改正内容

1. 民間事業者建設型の場合の建設費補助を【1/5】から【2/5】に拡充する（令和12年度まで）



2. 目的外使用の規定を新設する：将来空き住戸が発生した場合の有効活用のため

その他

- 本制度内容・制度拡充内容を民間事業者に周知するため、制度概要チラシを作成
- 交付決定を行う際には、国において公募内容や民間賃貸住宅の需給状況等を確認したうえで実施する予定

3. 前回協議会以降における主な取組

風評払拭・情報発信（リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方と各課題に係る情報発信等施策パッケージ（追補版））

- 風評払拭に向けては、復興大臣の下、関係省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において取りまとめた「風評対策強化指針」、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等に基づき、関係省庁が一丸となって取組
- リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方を整理しつつ、各課題の情報発信に関する施策パッケージをとりまとめ（2025年10月）
- 強化戦略等に加え、本施策パッケージに基づき、各課題の情報発信を推進

リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方と各課題に係る情報発信等施策パッケージ（追補版）

【リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方】

- ① 科学的根拠に基づいた正確で分かりやすい情報発信
- ② 個々人の安心感の醸成につなげることを意識した情報発信
- ③ 受け手の目線に立った情報発信
- ④ リスクコミュニケーションを推進する人材の育成強化
- ✦ 必要に応じ、広報の専門家等の有識者からの提案・助言も参考

【放射線に関する科学的知見】

- ①放射線の基本的事項
- ②国際機関による勧告等
- ③福島県の現状

社会的・経済的要因も考慮しつつ、
状況に応じたきめ細かい対応が必要

【復興に向けて解決すべき各課題に係る施策】

	除去土壌の復興再生利用等	住民帰還・立入制限緩和	森林整備の再開、木材活用の推進	食品の安全性確保	福島県農林水産物の風評払拭
対象	①広く国民一般 ②海外の関係者	①住民 ②自治体職員	①森林整備事業の受・発注者（自治体、事業等） ②木材の加工・流通業者	①消費者 ②諸外国	①流通事業者 ②消費者
内容	①復興再生利用・県外最終処分の必要性・安全性 ②復興再生利用・県外最終処分のこれまでの経緯、考え方・内容	①放射線に関する科学的知見 ②放射線影響を最小限にする方策 ③廃炉の進捗状況	①森林作業による被ばく線量の健康への影響 ②被ばく線量を抑えて安全に作業を行う手法 ③業務上の線量管理 ④木材の検査結果	①食品の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ②これまで蓄積されたモニタリング結果等	①消費者の福島県産品に対する安全・安心への高い評価 ②福島県産品の魅力
具体的施策	①庁舎等での活用による理解醸成 ②WEB、リーフレット等による情報発信 ③呼称「復興再生土」の使用 ④現地視察の受入れ ⑤イベントの実施 ⑥IAEAによるフォローアップ	①住民ニーズを踏まえたモニタリング結果の提供 ②相談員の配置・育成、自治体の取組支援	①作業従事者向けのガイドライン作成・周知 ②説明会・研修会の開催	①食品中の放射性物質の安全性確保について意見交換 ②外国政府関係者に日本産食品の安全性をPR	①流通事業者の求める情報の発信 ②広域的な産地形成 ③安全性や魅力の情報発信

3. 前回協議会以降における主な取組

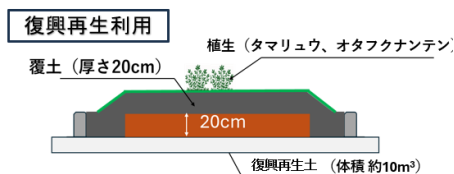
復興庁における復興再生土の利用の理解醸成の取組状況

○花壇見学会の開催

- ・復興庁の入る合同庁舎第4号館の花壇における復興再生土利用について、職員や来庁者を対象とした見学会を開催
- ・放射線測定の実演等を交えて放射線の安全性についても重点的に説明

開催実績：(2025.10-2026.3現在)

- ・26回開催、計242名参加
復興庁職員80名、他省庁職員13名
要望者（自治体、関係団体等）103名
民間（事業者、学生等）46名



○動画の作成

- ・復興再生土の利用の必要性や安全性を含め**解説した動画を作成**（2026.3.11-公開）

復興庁HP:[伊沢拓司が見る福島の今 知らなかった！復興再生土とは？ | 福島は今](#)



- 【本編】伊沢拓司が見る福島の今 知らなかった！復興再生土とは？（約30分）
- 【ダイジェスト版】伊沢拓司が見る福島の今 知らなかった！復興再生土とは？ - YouTube（約14分）
- 【15秒PR周知動画】伊沢拓司が見る福島の今 知らなかった！復興再生土とは？

復興再生土の現場からレポート



この動画では、復興再生土はどのようなものか、安全性はどのように考えたらいいのか、なぜ復興再生土の利用を進める必要があるのかを、伊沢拓司さんが実際に福島を訪れ、専門家のお話も聞きながら、科学的根拠と現場の取組に基づいて分かりやすくお伝えします。

原発事故による影響が国内で最も深刻であった福島の皆様に、これ以上の負担が生じないようにするため、復興再生土の利用は日本全体で考えるべき課題であることを、多くの方々に知っていただきたく、是非この動画を御視聴ください。

3. 前回協議会以降における主な取組 国営追悼・祈念施設の整備

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県、宮城県及び福島県において地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国営追悼・祈念施設として中核的施設となる丘や広場等を整備

○ 整備状況

＜福島＞ 令和8年4月25日の開園に向け整備
※令和3年1月に一部利用開始



4. 參考資料

4 - 1. 12市町村の人口の推移

自治体名	広野町	田村市	川俣町	川内村	南相馬市	檜葉町	葛尾村	飯館村	浪江町	富岡町	大熊町	双葉町	計
全域住基人口 (H23.3※) A	5,490人	41,701人	15,892人	3,038人	71,561人	8,011人	1,567人	6,509人	21,542人	15,830人	11,505人	7,100人	209,746人
全域住基人口 (R8.2※) B	4,491人	32,229人	11,124人	2,172人	54,711人 (※)	6,241人 (※)	1,216人	4,336人	14,053人	11,023人	9,780人	5,061人	156,437人
避難指示が なされた地域における 住基人口(H23.3) C [C/A]	— [—]	380人 [0.9%]	1,252人 [7.9%]	356人 [11.7%]	14,279人 [20.0%]	7,959人 [99.4%]	1,567人 [100.0%]	6,509人 [100.0%]	21,542人 [100.0%]	15,830人 [100.0%]	11,505人 [100.0%]	7,100人 [100.0%]	88,279人 [42.1%]
避難指示が なされた地域における 住基人口(R8.2※) D	—	212人	582人	220人	6,490人 (※)	6,207人 (※)	1,216人	4,336人	14,053人	11,023人	9,780人	5,061人	59,180人
避難指示が なされた地域における 実居住人口(R8.2※) E [E/D]	— [—]	186人 [87.7%]	310人 [53.3%]	112人 [50.9%]	4,316人 (※) [66.5%]	4,407人 (※) [71.0%]	479人 [39.4%]	1,508人 [34.8%]	2,420人 [17.2%]	2,762人 [25.1%]	1,086人 [11.1%]	193人 [3.8%]	17,779人 [30.0%]
全域実居住人口 (R8.2※) F [F/A] [F/B]	4,113人 [75.0%] [91.6%]	31,569人 [75.7%] [98.0%]	10,576人 [66.5%] [95.1%]	1,828人 [60.2%] [84.2%]	52,249人 (※) [73.0%] [95.5%]	4,436人 (※) [55.4%] [71.1%]	479人 [30.6%] [39.4%]	1,508人 [23.2%] [34.8%]	2,420人 [11.2%] [17.2%]	2,762人 [17.4%] [25.1%]	1,086人 [9.4%] [11.1%]	193人 [2.7%] [3.8%]	113,219人 [53.4%] [72.4%]

※ 上表の「避難指示」は、原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき発せられた避難指示を指す。

※ A、B、C、D、E、Fは市町村HPや市町村へのヒアリングに基づき記載。

※ 「全域住基人口(H23.3)」についてH23.3.11時点。ただし、田村市及び双葉町はH23.3.1時点。

※ 「全域住基人口(R8.2)」、「避難指示がなされた地域における住基人口(R8.2)」、「避難指示がなされた地域における実居住人口(R8.2)」及び「全域実居住人口(R8.2)」についてR8.2.1時点。ただし、南相馬市及び檜葉町はR8.1.31時点。

4-2. 特定復興再生拠点区域等の整備

大熊町（2017.11.10：認定 / 2022.6.30：解除）

- 拠点区域では、**原地区商業施設が2025年9月25日に着工（震災後初となるスーパーマーケットが出店予定）**。2026年10月営業開始を予定。住民の生活利便性向上に期待。
- 新たに、**西大和久地区復興再生拠点の整備が2025年10月17日に着工**。商業、産業エリアを整備し、買い物環境の向上や雇用促進に期待。
- 県立大野病院の後継病院が2029年度以降に開院予定**。区域全体のまちづくりが具体化していく。

住まい	<ul style="list-style-type: none"> ●下野上一団地事業地区内で福島再生賃貸住宅50戸を整備。2024年4月より入居開始 ●下野上地区住宅エリアの分譲を開始（2024.10）
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校及び認定こども園の学び舎ゆめの森が町内で開校（2023.4） ●大阪大学福島拠点を開設（2024.8）
医療・介護・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症グループホームが開所（2020.4） ・診療所が開所（2021.2） ●県立大野病院の後継病院を整備予定（2029年度以降の開院を予定）
飲食・宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・大熊町交流ゾーン（宿泊温泉施設・飲食店等を含む）開業（2021.10グランドオープン） ・宿泊施設「タイズヴェルデホテル」開業（2024.12） ●商業施設「クマSUNテラス」開業（2025.3）
買い物環境（スーパー、移動販売等）	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設「おおくまーと」が大熊町交流ゾーン内で先行開業（2021.4） ●コンビニ（ファミリーマート・クマSUNテラス店）が開業（2024.12） ●原地区商業施設（マルトグループHDが出店）着工（2025.9）（2026年10月営業開始を予定）
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・常磐自動車道大熊インターチェンジ開通（2019.3） ●生活循環バス（2019.6）、デマンドタクシー運行開始（2024.8） ●JR常磐線大野駅開業（2020.3）

産業・なりわい	<ul style="list-style-type: none"> ・交流施設「linkる 大熊」開業（2021.10） ●下野上地区で大熊インキュベーションセンター開所（2022.7） ●下野上一団地事業地区内で大熊中央産業拠点を整備。2022年12月以降、順次供用開始。6次化農業施設「FUN EAT MAKERS in Okuma」開業（2025.6） ●大川原地区で大熊西工業団地を整備中。2023年6月以降、順次供用開始。「次世代グリーンCO2燃料技術研究組合」開所（2024.11） ●下野上一団地事業地区内に産業交流施設（CREVAおおくま）グランドオープン（2025.3） ●西大和久地区復興再生拠点の整備に着工（2025.10）（事業期間は2030年までを予定）
---------	---



商業施設
（クマSUNテラス）



産業交流施設
（CREVAおおくま）

※●は復興拠点内若しくは復興拠点を含む取組事例、
・は町内（拠点を除く）の取組事項
※赤字箇所は前回協議会以降の新しい動き
※緑字箇所は現在進行中の計画や取組

4-2. 特定復興再生拠点区域等の整備

双葉町（2017.9.15：認定/2022.8.30：解除）

- 拠点区域では、**2025年8月に震災後町内初のスーパーが開店し、2026年3月には飲食店3店舗が開業**。生活環境整備の進展により、住民の利便性が向上し、地域のにぎわい創出も進展。
- 2025年3月に**駅東地区まちづくり基本構想を策定**。今後JR双葉駅東側エリアのまちづくりが具体化していく。
- 義務教育学校・認定こども園の2028年度開校を目指し、今後整備予定**。

住まい	<ul style="list-style-type: none"> ●双葉駅西側一団地事業地区内において、災害公営住宅と福島再生賃貸住宅を全86戸の整備完了 - 2022年10月に25戸、2023年4月に9戸、10月に5戸、2024年6月に47戸、計86戸の供用開始 ●双葉駅西側で、2026年度以降順次、民間活用による住宅整備を予定
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・双葉町学校設置基本構想を取りまとめ（2024.3） ・双葉町新学校施設整備基本計画を取りまとめ（2025.3） ●義務教育学校・認定こども園を整備（2028年度開校予定）
医療・介護・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅西一団地事業地区内で診療所が開業（2023.2）
飲食・宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスホテル「ARM双葉」開業（2021.5） ・宿泊等施設「さくらの里双葉」が開業（2023.6） ●公設民営の飲食店3店舗が開業（2026.3） ・カンファレンスホテルを整備中（2026.6予定） ※施設内で会議や研修等ができるカンファレンスを有するホテル
買い物環境（スーパー、移動販売等）	<ul style="list-style-type: none"> ●イオンの移動販売車の巡回開始（2022.6） ・産業交流センター内にコンビニが開店（2023.8） ●スーパー（イオン双葉店）が開業（2025.8）
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・常磐自動車道常磐双葉インターチェンジ開通（2020.3） ●JR常磐線双葉駅開業（2020.3）

産業・なりわい	<ul style="list-style-type: none"> ・「働く拠点」として中野地区復興産業拠点を整備中（2024.2までに23件と締結、うち18件操業開始） ・双葉町商工会は産業交流センターに事務所を移転（2024.5） ● 駅東地区にコワーキング・スペース等を提供する施設「FUTAHOME」が開業。（2025.2） ●中田地区にトマト養液栽培施設を整備（2027年度予定）
その他施設整備等	<ul style="list-style-type: none"> ● 双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 都市計画決定（2018.3）、着工（2019.10） ● 双葉移住定住相談センターが旧田中医院（洋館）に開設（2024.11） ● 双葉駅東地区まちづくり基本構想を取りまとめ（2025.3） ・福島県復興祈念公園 国営追悼・祈念施設整備（2026.4開園）



イオン双葉店（出典：一般社団法人ふたばプロジェクト）



駅東地区商業施設飲食店「MEMEGURU FUTABA」

※●は復興拠点内の取組事項、・は町内（拠点を除く）の取組事項
 ※赤字箇所は前回協議会以降の新しい動き
 ※緑字箇所は現在進行中の計画や取組

4-2. 特定復興再生拠点区域等の整備

富岡町（2018.3.9認定/ 2023.4.1/2023.11.30：解除）

- 2025年5月にとみおかワイナリーがオープンのほか、「時の海－東北」プロジェクトの震災記憶作品を恒久展示する**美術館も今後建設予定**であり、町の魅力の発信、関係人口の創出を図っている。
- 拠点区域内では、2024年に14年ぶりに震災前と同じ会場にて開催された「**夜の森桜まつり**」が**完全復活**し、今年度は27,000人もの方が訪れた。
- 2025年3月、**第三次災害復興計画を策定**。駅前の賑わいづくりや、富岡第2産業団地の整備等により、更なる地域の発展を目指す。

住まい	・災害公営住宅（町営）の入居開始（2017.4）	産業・なりわい	<ul style="list-style-type: none"> ・富岡漁港再開（2019.7） ●産業団地の一部供用開始（2020.3）、全面供用開始（2021.4） ・地域交流館「富岡わんぱくパーク」開所（2021.3） ・とみおかアーカイブ・ミュージアム開館（2021.7） ・カントリーエレベーターの運用開始（2021.12） ・とみおからし情報館開館（2022.3） ●夜の森公園の機能回復（2023.3） ・とみおかワーキングベース開所（2023.9） ●夜の森つつみ公園の機能回復（2024.3） ・福島広域野菜加工工場（産業団地内）の稼働（2024.4） ・（タマネギ）野菜集出荷施設の稼働（2024.6） ・とみおかワイナリーのオープン（2025.5） ・タートルサイクル（自転車販売店）のオープン（2025.10） ・《時の海－東北》美術館（仮称）（2027完成予定）
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・富岡小・中学校再開（2018.4） ・放課後児童クラブ開所（2024.4） 	その他施設整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次災害復興計画策定（2025.3）
医療・介護・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ふたば医療センター附属病院開所（2018.4） ・共生サポートセンターさくらの郷開所（2022.3） 特別養護老人ホーム(2022.3)、トータルサポートセンター（2022.4） 		
飲食・宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・富岡ホテル開業（2017.10） ・ホテル蓬人館（2019.5） 		
買い物環境（スーパー、移動販売等）	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストアの営業開始（2016.3） ・移動販売（食品等）の営業開始（2016.9） ・さくらモールとみおかの全面開業（2017.3） 		
交通	<ul style="list-style-type: none"> ●JR常磐線夜ノ森駅再開（2020.3） 		

※●は復興拠点内の取組事項、・は町内（拠点を除く）の取組事項
 ※赤字箇所は前回協議会以降の新しい動き
 ※緑字箇所は現在進行中の計画や取組



夜の森公園と桜並木



とみおかワイナリー

4-2. 特定復興再生拠点区域等の整備

浪江町（2017.12.22認定/2023.3.31：解除）

- 大堀地区**で伝統的工芸品である「**大堀相馬焼**」の窯が再開したほか、**末森地区**で全国的にも大規模となる**競走馬育成施設の整備**が着工し、2025年10月には**室原地区**で**水素ドローンの研究拠点が完成**するなど、県外から新たな企業が進出。
- 津島地区**では、**福島再生賃貸住宅の供用**や、食品等の移動販売の営業が開始され、**津島駐在所**が再開するなど、生活環境の整備が進んでいる。
- 津島地区でりんごの実証栽培、室原・津島両地区で稲の試験栽培が始まる等、各地で出荷に向けた取組が行われている中、今後は**地域計画を策定し、営農再開に向けた動きを進めていく。**

住まい	●津島地区で、福島再生賃貸住宅を10戸整備（2023.3）、入居開始（2023.4）。現在全10戸入居中。	産業・なりわい	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅なみえ営業開始（2021.3） ●室原地区で、水稻試験栽培開始（2023.5） ●陶芸の杜おおぼり再開（2023.6） ●津島地区で、りんご実証栽培（2024.4） ●津島地区で、水稻試験栽培開始（2024.5） ●陶吉郎窯大堀工房、店舗開店（2024.6） ●末森地区で、出荷用小麦の収穫（2025.6） ●水素ドローンの研究拠点の完成（イガラシ綜業株）（2025.10） ●浪江駅周辺整備（2024.10着工） ●復興牧場整備（2026.3完成）
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・なみえ創成小・中学校開校（2018.4） ・浪江にじいろこども園開園（2018.4） 	その他施設整備等	<ul style="list-style-type: none"> ●室原地区で、浪江町防災交流センター供用開始（2024.4） ●双葉警察署津島駐在所再開（2024.7） ●室原地区で、ノーマ・ホースヴィレッジ開園（2024.12） ●福島国際研究教育機構（F-REI）整備（2025.4着工） ●競走馬育成施設整備（2025.6着工） ●産学官連携施設整備（2025.10着工） ●福島県復興祈念公園 国営追悼・祈念施設整備（2026.4開園）
医療・介護・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・町立診療所が開所（2017.3） ・通所介護施設「ふれあい福祉センター」を開設（2022.6） ・調剤薬局の営業開始（2023.10） 		
飲食・宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設「福島いこいの村なみえ」再開（2018.6） ・ビジネスホテル「双葉の杜」開業（2020.7） ・牛丼チェーンすき屋 オープン（2025.1） 		
買い物環境（スーパー、移動販売等）	<ul style="list-style-type: none"> ・イオン浪江店営業開始（2019.7） ●津島地区で、移動販売（食品等）の営業開始（2023.4） 		
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・JR常磐線小高駅～浪江駅間の運転再開（2017.4） 		

※●は復興拠点内の取組事項、・は町内（拠点を除く）の取組事項

※赤字箇所は前回協議会以降の新しい動き

※緑字箇所は現在進行中の計画や取組



津島地区再生賃貸住宅



陶芸の杜おおぼり

4-2. 特定復興再生拠点区域等の整備

葛尾村（2018.5.11：認定/2022.6.12：解除）

- 拠点区域では、浜通りと中通りとの物流や交通を円滑にする**県道「浪江三春線」のトンネル工事が着工。**
- 2025年夏には拠点区域に近い**東部産業団地においても1企業が操業開始。**
- 2025年3月に策定した「**葛尾村観光戦略プラン**」に基づき、村内の事業者や村民を会員とする**協議会を11月に発足。**2026年**1月には公式Webサイトをオープン**するなど、同プランを着実に実施。

住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅等（村営）の入居開始（2016.10）（新設45戸） ・福島再生賃貸住宅を整備（2025.3）（新設16戸）
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小中学校再開（2017.6）
医療・介護・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所が順次再開（2016.6～）
飲食・宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊交流施設「みどりの里 せせらぎ荘」再開（2016.5） ・せせらぎ荘「御食事処 政」開店（2024.3）
買い物環境（スーパー、移動販売等）	<ul style="list-style-type: none"> ・商店及び食堂開店（3店舗）（2017.7）
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス（JR磐越東線船引駅（田村市）～村内）運行開始（2017.4） ●県道「浪江三春線」トンネル工事着工（2025.8）

産業・なりわい	<ul style="list-style-type: none"> ・復興交流館あぜりあ再開（2018.6） ●農業再生ゾーンにおいて、農地保全管理の実施 ●野菜の出荷制限解除（2022.4） ●水稻・ソバの営農再開（2024年度） ・村内2か所で産業団地を整備し、供用開始（2021.2～） ・貸事務所を整備し、供用開始（2021.4） ・移住定住センター業務開始（2022.3） ・葛尾村森林公園もりもりランド再開（2023.4） ・村内3か所の風力発電所が営業運転を開始（2025.4）
その他施設整備等	<ul style="list-style-type: none"> ●中心地区再生ゾーンにおける集会所（2021.3修繕完了）、交流施設整備（2021.10） ●インフラ整備として、深井戸整備（2024年度までに9か所） ・「葛尾村観光戦略プラン」に基づく協議会発足（2025.11）、公式Webサイトオープン、観光パンフレット制作（2026.1）



県道「浪江三春線」工事着工式



東部産業団地での操業施設

- ※●は復興拠点内の取組事項、・は村内（拠点を除く）の取組事項
- ※赤字箇所は前回協議会以降の新しい動き
- ※緑字箇所は現在進行中の計画や取組



葛尾村再生賃貸住宅



葛尾風力発電所

4-2. 特定復興再生拠点区域等の整備

飯舘村（2018.4.20：認定/2023.5.1：解除）

○拠点区域では、**2025年9月に避難指示解除後初の営農再開となる米を収穫**。拠点区域の解除後2年にわたり、水稻の試験栽培等に取り組み、ようやく営農再開へ。収穫した米は全量全袋検査を行い、市場へ出荷。引き続き、長泥地区での営農拡大を目指す。

○11月には村の憩いの場であり、交流の拠点となる**宿泊施設での食事提供を再開し、村のにぎわいが向上**。

住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・村営住宅整備53戸（2016.5～2020.4） ・移住定住促進住宅整備10戸（2026.4供用開始予定） 	産業・なりわい	<ul style="list-style-type: none"> ・飯舘村交流センターふれ愛館開館（2016.8） ・いいたてスポーツ公園開所（2018.8） ・ふかや風の子広場開所（2020.8） ・パークゴルフ場開所（2020.9） ・ライスセンター稼働（2021.4） ・飯舘村地域防災センター開所（2021.7） ・いいたて移住サポートセンター開所（2022.7） ・木質バイオマス発電施設「飯舘みらい発電所」稼働（2024.9） ・拠点区域外において、土地活用スキームにより、堆肥製造施設用地等の避難指示を解除（2025.3） ・堆肥製造施設稼働（2025.4） ● 拠点区域内において、避難指示解除後初の営農再開となる米を収穫し、市場へ出荷（2025.9） ● 産業団地整備（2028年供用開始予定）
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園開設（2018.4） ・中学校と3小学校を集約・再開（2018.4）、統合し義務教育学校化（2020.4） 	その他施設整備等	<ul style="list-style-type: none"> ● 長泥コミュニティーセンター開所（集会所、広場、災害用倉庫等）（2023.5） ● 井戸掘削整備（2022年に4ヶ所、2023年に4ヶ所） ● 環境省が環境再生情報ひろばを開所（2025.4） ● 村民による除草事業を通じた環境とコミュニティの再生活動
医療・介護・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・いいたてクリニック（2016.9再開） 		
飲食・宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊体験館きこり再開（2017.5） ・あいの沢キャンプ場再開（2022.4） ・農家民宿「古今呂（こころ）の宿」オープン（2024.6） ・農業研修館きりりオープン（2024.7） ・宿泊体験館きこり食事提供再開（2025.11） 		
買い物環境（スーパー、移動販売等）	<ul style="list-style-type: none"> ・いいたて村の道の駅までい館（2017.8 開業）（直売所、フードコート、セブンイレブン等） ・草野地区にハシドラッグ飯舘店オープン（2025.5） 		
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・までい館経由福島～南相馬間バス運行開始（2017.8） ・生活支援ワゴン（買い物・週3便 村内～川俣町/南相馬市、医療機関等・週2便）運行開始（2020.4） 		



長泥での米の営農再開（R7.9） 宿泊体験館きこり食事再開（R7.11）

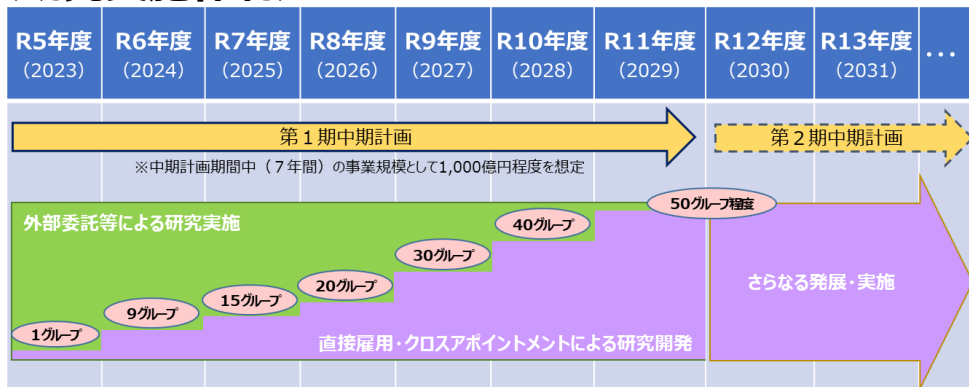
住民参加型除草事業

長泥コミュニティーセンター

※●は復興拠点内の取組事項、・は村内（拠点を除く）の取組事項
 ※赤字箇所は前回協議会以降の新しい動き
 ※緑字箇所は現在進行中の計画や取組

4-3. 福島国際研究教育機構 (F-REI) の取組 (研究開発の進捗状況と見通し)

<研究実施体制>



<今後の取組>

- ・外部委託等による研究開発について、その進捗状況及び成果を踏まえて統廃合しつつ、段階的に直営の研究グループによる研究体制に移行。
- ・クロスアポイントメントを積極的に活用しつつ、国内外の優秀な研究者をユニットリーダーとして選考又は公募により採用。（現行の委託研究とは別テーマの研究も開始。）

<ユニットリーダー> (R8.3.1時点で17名)

ロボット分野	農林水産業分野	エネルギー分野	放射線科学・創薬医療分野	原子力災害に関するデータ・知見の集積・発信分野
遠隔操作研究ユニット 大西 公平 (慶応義塾大学 特任教授) 	土壌・植物マルチダイナミクス研究ユニット 二瓶 直登 (福島大学 教授) 	水素エネルギーシステム安全科学ユニット 迫田 直也 (九州大学水素材料先端科学研究センター 教授/物性研究部門長) 	植物イメージング研究ユニット 河地 有木 (量子科学技術研究開発機構 上席研究員/プロジェクトリーダー) 	地域環境共創ユニット 林 誠二 (国立環境研究所) 
自律化・知能化・群制御研究ユニット 富塚 誠義 (カリフォルニア大学バークレー校 教授) 	土壌ホメオスタシス研究ユニット 藤井 一至 (専任) 	森林バイオマス活用有機合成研究ユニット 山口 和也 (東京大学大学院工学系研究科 教授) 	放射線基盤技術開発ユニット 高橋 浩之 (東京大学 教授) 	原子力災害医科学ユニット 高村 昇 (長崎大学 原爆後障害医療研究所) 
燃料電池システム研究ユニット 飯山 明裕 (山梨大学 特任教授) 	森林資源活用ケミカルイノベーションユニット 新井 隆 (株式会社ダイセル) 	エコ水素エネルギー材料・デバイス研究ユニット 内本 喜晴 (京都大学大学院人間・環境学研究科 教授) 	放射性創薬ユニット 絹谷 清剛 (金沢大学 副学長) 	大規模災害レジリエンス研究ユニット 関谷 直也 (東京大学 教授) 
パワーソフトロボティクスユニット 鈴森 康一 (専任) 	R8.1.1付 着任 森林資源活用のため、画期的な化学技術・プロセスに関する研究開発を行う。特に汚染木材からの放射性セシウムの除去技術を確認し、安全な用途への展開（バイオプラスチック等）を目指す。 	藻類応用生態学・ブルーイノベーション研究ユニット 佐藤 陽一 (理研食品株式会社取締役/原料事業部長) 	R8.3.1付 着任 海藻類を食料等の資源として持続的に活用するため、生態学的知見を基盤とした大量養殖生産技術および海藻類によるCO ₂ 固定量の評価手法の確立に関する研究開発を行う。 	

4-3. 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組（産業化・人材育成等）

産業化の取組

F-REIにおける研究開発の成果を円滑に社会実装へとつなげていくため、F-REIの活動や研究成果等について、わかりやすく広報活動を行うことにより、F-REIの取組に対する理解の醸成を促すとともに、機構と産業界との間で産学連携体制を構築する。

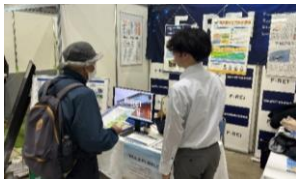
●F-REI座談会

県内の経営者や市町村長等の地域の産業関係者等との対話。R7年度は、地域の産業関係者等とのより具体的な連携につながるよう、浜通り地域等において研究分野別で2回、中通りや会津地域において県やイノベ機構と連携して5回開催。

●F-REI産学官ネットワーク・セミナー

産学官連携や産業化をテーマとした講演及びトークセッション。R7年度は1回開催。

●企業が多く集まるイベントでのブース出展



研究・施設統合

●放射性物質の環境動態研究（三春町）

放射性物質の環境動態に関する研究の一体的・総合的推進を図る観点から、次の施設における放射性物質の環境動態研究について、F-REIに統合（R7.4.1）

- ・日本原子力研究開発機構（JAEA）廃炉環境国際共同研究センター（CLADS）
- ・国立環境研究所（NIES）福島地域協働研究拠点

●福島ロボットテストフィールド（RTF）（南相馬市、浪江町）

RTFのこれまでの機能及び成果をF-REIが継承するとともに、ロボット分野を中心とするF-REIの研究開発、産業化、人材育成に関する機能をRTFに付加することにより、RTFの更なる発展・活用を目指すため、福島県からF-REIに統合（R7.4.1）

人材育成の取組

イノベーションを創出し、新たな産業基盤の構築を通じて、福島や東北の創造的復興を実現し、ひいては世界の課題解決を目指すため、F-REIにおいて地域の未来を担う若者世代や様々な分野の研究者・技術者を育成する。

●F-REIトップセミナー

県内外の大学生、高専生を対象として、F-REIの役員等が自らの経験を通じて研究者としてのやりがいなどを伝えるために実施。

開催実績：会津大学、福島県立医科大学、
福島大学、筑波大学、
福島工業高等専門学校



●F-REI出前授業

県内の高校生等を対象として、F-REIの研究者が、科学の楽しさを伝え、興味関心を高めるため、イノベ機構と連携して実施。

開催実績：会津学鳳高校・中学校、安積黎明高校、磐城高校、日大東北高校、
原町高校、福島高校、ふたば未来学園高校、県立安積中学校、
なみえ創成小学校

●F-REIサイエンスラボ

小中学生やその保護者を対象に、科学技術に触れる多様な機会（体験学習会）として実施。R7年度は7回開催。

●サマースクール

F-REIの研究ユニットで研究体験を行うことで、将来研究者になりたい大学院生、大学生、高専生が新たな知識やスキルを学ぶため実施。R7年度は1回開催。

●連携大学院制度（東北大学）

協定を締結し、学生の受け入れ・指導を実施。



4-3. 福島国際研究教育機構 (F-REI) の取組 (前回協議会以降の主な動き)

World Robot Summit (WRS) 2025過酷環境F-REIチャレンジを開催

(令和7年10月10日(金)、11日(土)、12日(日))

WRSとは、ロボットの社会実装や研究開発の加速を目的とした、国際的なロボット複合イベント。その中心となる競技会では、最先端のロボット技術やソリューションを競うために世界中から参加チームが集結する。令和7年は大阪府・福島県・愛知県で開催され、うち福島県で開催された「過酷環境F-REIチャレンジ」をF-REI主催で実施した。

【大会概要】

大規模な災害による困難環境下で活躍するロボット・ドローンの開発や、プラント・トンネル災害の予防、災害時の対応のための技術開発を目的とする競技。

主催：福島国際研究教育機構 (F-REI)

共催：経済産業省

後援：復興庁、福島県、南相馬市、浪江町

会場：福島ロボットテストフィールド (RTF)、RTF浪江滑走路、秋桜アリーナ (浪江町スポーツセンター)

来場者数：延べ1,464名 ※競技会、展示会の参加者を含む

競技チーム：日本を含む8の国・地域から34チーム

(うち4チームは福島県から参加)



【競技概要】

過酷環境ドローンチャレンジ (HEDC)

大規模災害を想定した、被災状況の調査や、被災者に対する救援物資の供給などを行う競技。

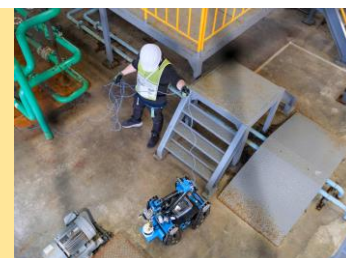
MARS ZERO+UoA (南相馬ロボット産業協議会、会津大学) が3位となった。



プラント災害チャレンジ

デジタルツインを導入し、老朽化したプラントやトンネルにおける異常発生時の緊急対応と調査・点検を行う競技。

MISORA+UoA (南相馬ロボット産業協議会、会津大学) が3位となった。



シミュレーション災害チャレンジ

プラント災害における、実機では困難な、より過酷環境下を想定したシミュレーション競技。

REL-UoA (会津大学) が2位となった。



標準性能評価ドローンチャレンジ (STM)

様々な過酷環境の要因を伴うフィールドにおいて、4つの性能について評価する競技。

UoA Flight (会津大学) が競技に参加した。



4-3. 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組（福島県内での実証）

浜通り地域等を中心とした福島県内でF-REIが実施している実証について

F-REIでは福島の復興・再生に向け、地元自治体や民間企業をはじめとする県内外の様々な主体と協力しながら、浜通り地域等を中心とする実証フィールドを活用した取組を開始している。（☆研究ユニットでの実施、★委託研究での実施）

福島県内の15地点※

☆キノコの菌床露地栽培方法の研究

出荷制限が続くキノコについて、人気の2種を用いた環境要因（土壌の放射性セシウム濃度等）に関する広域調査を、未除染のエリアを含む森林内で実施。その結果を踏まえ、放射性物質の基準値を下回ることが可能な栽培方法を地域のキノコ栽培者等に提案。

※郡山市（2地点）、喜多方市、相馬市、田村市（2地点）、伊達市、本宮市、下郷町、南会津町、塙町、平田村、川内村、葛尾村、飯館村



田村市

★ピーマンの自動収穫ロボットの開発

福島県が全国有数の生産量を誇る露地栽培のピーマンについて、収穫作業の負担軽減・効率化に向け、自動収穫ロボットを開発し、実証を実施。



富岡町

★カーボンニュートラルに貢献する稲作の実現

メタン放出量が少なく、かつ生産性が低下しにくいイネを確立するため、様々な品種を栽培し、それぞれのCO2の吸収量や生育の特徴について評価を実施。



浪江町

★海産魚類の移動生態の解明

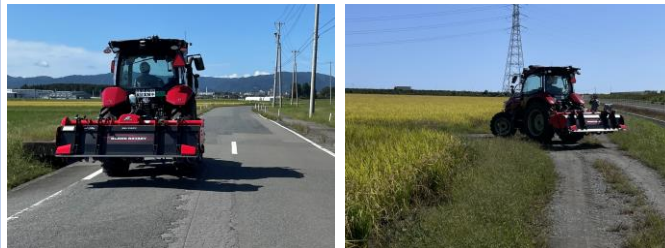
ヒラメなどの底魚を対象に、バイオロギングという超音波発信タグを装着して請戸漁港にて放流試験を行い、移動経路等を解明し、福島沿岸漁業の安全性の確認に貢献。



南相馬市

★稲作のスマート農業化

農機の格納場所から移動し、複数の水田で作業を行ったうえで、格納場所に戻る一連の動作を遠隔で監視しながら自動運行するシステムを開発し実証を実施（安全確保のためテストドライバが乗車）。



福島市

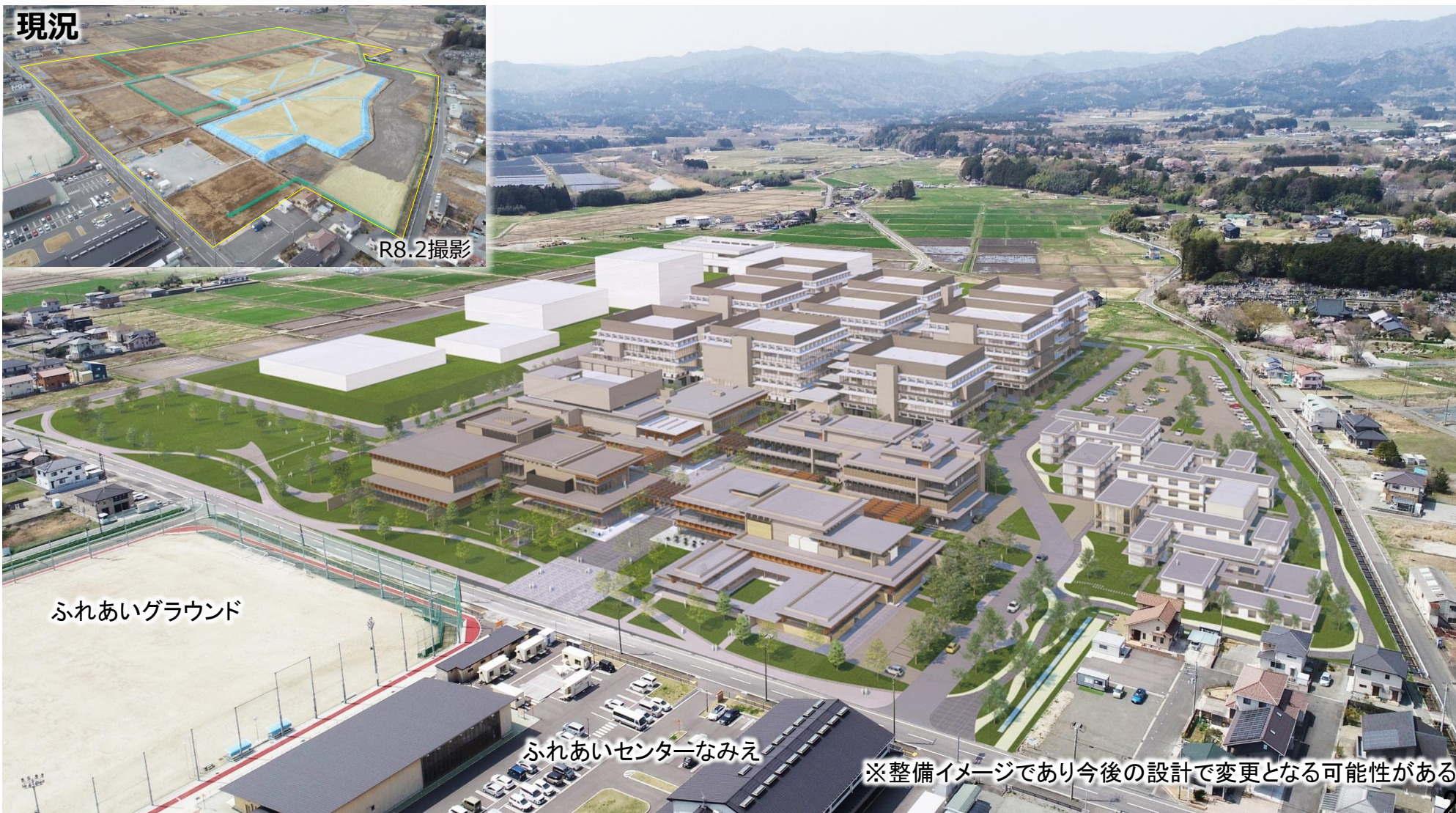
★高品質ブドウ栽培のスマート化技術

ブドウの糖度と酸度を非破壊でモニタリングする新たなセンサーを開発し、これを活用した測定システムの開発・実証を実施。



4-3. 福島国際研究教育機構 (F-REI) の取組 (F-REIの整備イメージ)

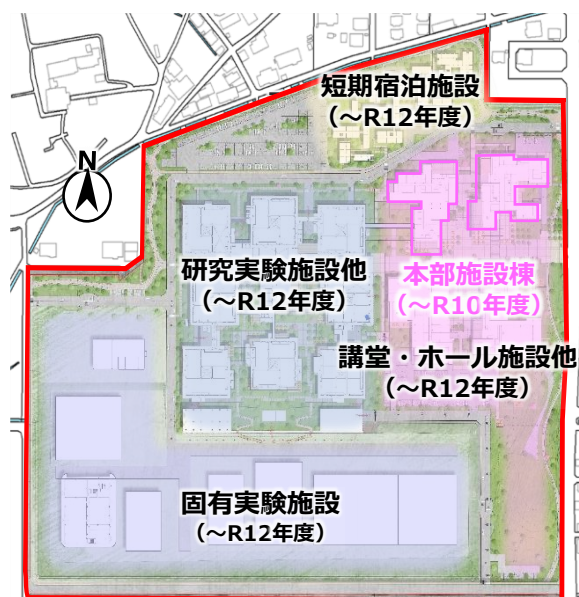
- 昨年春に敷地造成の工事に着手し、現在建物の設計を進めている。
- 令和12年度までの順次供用開始を目指し、さらに本部施設棟については令和10年度の完成を目指すなど、可能な限り前倒しに努める。



4-3. 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組（建物整備）

- 令和8年度からは、本部施設棟（本部棟、本部機能支援棟①）及び福島ロボットテストフィールド実証準備棟の建築工事に着手を予定している。

福島県 浪江町



本部棟
 構造：RC造 4階建
 延べ面積：約7,800m²
 機能：一般事務室
 会議室 など



本部機能支援棟①
 構造：RC・S・W造 3階建
 延べ面積：約4,400m²
 機能：広報・展示室
 育児支援施設
 （詳細検討中） など

福島県 南相馬市



実証準備棟
 構造：RC・S・W造 2階建
 延べ面積：約2,000m²
 機能：実証準備スペース
 保管庫 など

出典：福島ロボットテストフィールドホームページ「施設・付属設備」エリア全体図を加工

背景写真：福島ロボットテストフィールド提供（2020年2月撮影）

※整備イメージであり今後の設計で変更となる可能性がある

4-4. 福島イノベーション・コースト構想

福島イノベーション・コースト構想のこれまでの進捗

「**福島イノベーション・コースト構想**」は、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す構想。

- 2014年6月、「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（イノベーション・コースト構想研究会）。
- 2017年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、イノベ構想を法律に位置付け。
- 2019年12月、福島イノベーション・コースト構想推進分科会の議論を踏まえて、復興庁・経産省・福島県の3者で「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」（以下、「青写真」）をとりまとめ、構想を具体化。
- 2023年4月、イノベ構想を更に発展させ、福島国際研究教育機構（F-REI）が設立。
- 2023年11月、2024年6月、分科会（第4回、5回）を開催し、イノベ構想の進捗状況、改定イノベ構想の検討の論点等を議論。
- 2025年5月、分科会（第6回）を開催し、「青写真」の改定案について議論。
- 2025年6月、**分科会の議論を踏まえて、復興庁・経産省・福島県の3者で「青写真」を改定。**
- **今後、分科会を年1回程度開催し、「青写真」の進捗状況等を議論。**

これまでの取組の成果

①産業集積

- ・ビジネス創出支援
- ・技術開発・実用化支援 等

【主要な成果】

- ・実用化開発件数：
採択数累計263件（H28FY～R6FY）
うち実用化達成件数：181件（H28FY～R6FY）
うち事業化達成件数：129件（H28FY～R6FY）
- ・浜通り地域等への企業立地件数：累計442件
（R7年3月末時点・補助金の採択ベース）
- ・雇用創出数：累計5,022名
（R7年3月末時点・補助金採択時の計画ベース）

②教育・人材育成

- ・イノベ構想と連動した
キャリア教育
- ・トップリーダー育成 等

【主要な成果】

- ・「復興知」事業により
17大学等21事業を
支援（R3～）

③交流人口の拡大

- ・地域と連携した新たな魅力創造
等による来訪者の促進 等

【主要な成果】

- ・浜通り地域等への観光客入込数
1,229万人（R6）
1,186万人（R5）
974万人（R4）
733万人（R3）
705万人（R2）

④情報発信

- 「東日本大震災・原子力災害
伝承館」を起点とする情報発信
等

【主要な成果】

- ・伝承館来館者数
累計44万人（R8年2月末時点）

4-5. 移住・定住の促進

活力ある地域社会の維持・形成に向けて、帰還促進と併せて、移住・定住の促進に関する取組を進めており、12市町村への移住者数は着実に積み上がっている。

被災12市町村 移住世帯数・移住者数推移（福島県公表）

避難地域 12市町村	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
	115	152	155	213	326	436	427	603	637	839	578	822

【集計方法】

① 市町村の移住・定住担当部署に対する照会への回答に基づく集計

※ この数値は、市町村窓口でのアンケート等により把握できた移住世帯数・移住者数を県が集計したもの

【実績として集計するもの】

- ① 自治体の移住支援を受けて移住した転入者
- ② 地方暮らしや住環境を求めたことに伴う転入者
- ③ 学生の就職による転入者

- ④ 社会人の就職・転職・起業による転入者
- ⑤ 結婚に伴う転入者
- ⑥ 親族との同居に伴う転入者
- ⑦ 地域おこし協力隊採用に伴う転入者
- ⑧ 県外からの二地域居住者（住民票の異動を伴わない者）

【実績に含まないもの】

- ① 転勤（勤め先の都合によるもの）による転入者
- ② 進学（高校、専門学校、短大、大学等）による転入者

移住・定住促進事業（令和3年度～）

地方自治体の取組への支援

● 12市町村による取組

12市町村が創意工夫を活かして作成する計画に基づき実施する移住促進事業を交付金により支援

● ふくしま12市町村移住支援センター（福島県）

広域的・一元的な移住を促進する業務を実施するため、福島県が設置

移住者に対する個人支援

12市町村に移住して就業・起業する者に対して、移住支援金・起業支援金を給付

4-5. 移住・定住の促進 12市町村の取組①

- ◎ 移住相談窓口の開設(相談件数:3,371件) (全12市町村)
 - ・ 移住相談の窓口を開設し、移住を検討される方に情報提供。
- ◎ 情報発信 (全12市町村)
 - ・ 移住パンフレットの作成・配布や、Web・SNSを活用した情報発信。
 - ・ 都内で開催する移住フェアなどのイベント企画・出展を通じた移住を検討される方への情報発信及び相談対応。
- ◎ 家賃低廉化(件数:150件) (田村市、南相馬市、楡葉町、富岡町、大熊町、浪江町)
 - ・ 移住者が民間の賃貸住宅に入居する場合に、本来の家賃の低廉化(減額分)に係る経費の補助(毎月最大4万円を最長3年)。
- ◎ 空き家改修費補助(件数:9件) (田村市、川俣町、楡葉町、大熊町、葛尾村)
 - ・ 移住者が居住するために空き家を借りる際の改修費(復旧、劣化対策等)や片付け費用(残置物処分、清掃等)の補助(最大250万円)。

※上記記載の実績はすべて令和6年度

移住情報発信SNS(南相馬市)



移住Webサイト(葛尾村)



移住Webサイト(富岡町)



移住相談フェア(広野町)



4-5. 移住・定住の促進 12市町村の取組②

- ◎ 移住体験ツアー(体験ツアー参加者数:882人、お試し住宅利用件数:366件)(11市町村)
 - ・ 移住後の生活をイメージできるよう、移住体験を通じた地域の人々や生活環境に触れる体験ツアーの企画、実施。
 - ・ 理想と現実のミスマッチを防ぐため、日常生活を実際に体験することができるお試し住宅の設置・運営。
- ◎ 職業体験ツアー・インターンシップ(参加者数:722人)(全12市町村)
 - ・ 地元の企業や農家で仕事を体験することで、地域の仕事に対する理解が深まり、移住後の具体的な生活イメージを思い描くことにつながる。

※上記記載の実績はすべて令和6年度

お試し住宅(大熊町)



かわまたくらし体験住宅とその利用者
限定の体験プログラム(川俣町)



職業体験ツアー(檜葉町)



職業体験ツアー(田村市)



お試し居住用トレーラーハウス(川内村)



竹とんぼ作り体験



織物体験



15 years

復興・創生 その先へ

Recovery, Revitalization – Moving Beyond

復興庁 Reconstruction Agency

2026年3月11日、東日本大震災の発災から15年の節目を迎えます。

本年4月からの「第3期復興・創生期間」においても、引き続き、被災地の復興・創生、その先にある未来に向けて、総力を挙げて取り組んでまいります。

赤色丸は“日の出の太陽”で復興を、濃い青色は海で被災地の豊かな自然をイメージしたものです。被災地の速やかな復興のために取り組む気持ちとして、復興庁職員が自ら考案し、平成24年（2012年）から復興庁のロゴマークとして活用しています。